

令和8年度吹奏楽講習会企画運営業務委託 仕様書

1. 業務名称

令和8年度吹奏楽講習会企画運営業務委託

2. 目的

生涯学習においては、市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされているところである。子どもたちに吹奏楽に親しむ機会を提供する本事業は、中学校における吹奏楽初心者を対象に、一流の演奏家が直接指導や実演を行なながら、生涯を通じて学び続ける姿勢と仲間と共に協働する態度を育むものである。また、日頃生徒に接している指導者と連携し、社会に開かれた教育活動を目指すものである。本事業は、「生涯学習大阪計画」に示された生涯学習の理念の実現と、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」の実現に資するものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 履行場所

大阪市内の市立中学校の教室等。ただし、受託後、本市指定の中学校と調整を行うこと。

5. 実施条件

(1) 企画内容

大阪市立中学校の吹奏楽部所属の楽器演奏初心者を対象に、合奏に向けて必要な演奏技術を指導すること。指導を行う楽曲、内容においては、中学校の吹奏楽部所属の生徒が容易に演奏に取組むことができるものであること。学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」につながるプログラムを盛り込み、企画すること。

各回とも、下記の12パート別の講習会を基本として行うこととする。なお、参加希望学校からの要望により、12パート以上となることについては、差支えないこととする。参加生徒人数は各回200人程度を見込んでいる。

演奏技術指導を行う者については、音楽専用ホール等で年2回以上の吹奏楽の定期演奏会の演奏実績もしくは同等の実績がある、吹奏楽の普及向上を目的とする法人もしくは同等の法人の演奏者であること（吹奏楽特有楽器については客演を可とする）。

また、中学生が技術指導を受けている間に、学校等における吹奏楽の指導者（部活動顧問等）がこの事業に参加することで、日常の演奏指導技術の向上に貢献できるような機会を提供するプログラムを行うこと。

記

・パート区分

- ①フルート ②オーボエ ③クラリネット ④ファゴット
- ⑤サックス ⑥トランペット ⑦ホルン ⑧トロンボーン
- ⑨ユーフォニアム ⑩チューバ ⑪コントラバス ⑫打楽器

(2) 実施日、実施回数及び実施場所

- ・実施日：契約締結日から令和9年3月31日（水）までのうち2日
※事前に中学校吹奏楽部の顧問との調整を行い、各中学校の参加が見込める時期・曜日・時間帯とすること。
- ・実施回数：2回（指導時間は1回につき、2時間以上4時間以内を目安とする）。2回で連続講座の構成とする。ただし、2回目に初めて来た生徒についても対応できるようにすること。

(3) 講習会参加料金

1回の講習につき参加料（料金：400円（税込）以下の金額）を徴収することができる。徴収する場合、その収入は、本業務実施にかかる経費に充当すること。

6. 業務内容

(1) 企画・実施業務

- ①演奏指導内容にかかる企画立案、制作に関すること。
- ②演奏指導の実施に関すること。
- ③演奏指導者の依頼交渉、指導謝礼に関すること。
- ④演奏指導者（団体）にかかるプロフィール、写真等の収集に関すること。
- ⑤演奏指導者との連絡調整に関すること。
- ⑥講習会に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること。

(2) 運営業務

- ①講習会の問合せ対応に関すること。
- ②講習会の進行管理（司会等含む）に関すること。
- ③受付案内に関すること。
- ④プログラム等配布物の配布に関すること。

(3) 会場関係

- ①講習会会場の確保および使用にかかる手続き並びに施設使用料の支払に関すること。
- ②講習会の会場設営の設営・撤去に関すること。
- ③その他会場に関すること。

(4) 募集業務

- ①大阪市立中学校向けの参加募集に関すること。
- ②参加中学校の募集にかかる教育委員会との調整に関すること。

(5) 講習会参加料金徴収

- ①講習会受講料徴収にかかる各中学校との涉外、集金及び精算に関すること。
- ②講習会料金の管理に関すること。

(6) 管理運営

- ①事業参加者の事故、使用会場や会場の備品の破損に対応できる損害保険に加入すること。
- ②講習会の記録（実施内容がわかる写真）に関すること。
- ③楽譜使用料に関すること。
- ④著作権使用料に関すること。
- ⑤会場の警備・安全確保に関すること。

(7) 進捗管理

- ①実施状況、広報に関する状況、参加者数等の報告に関すること。
- ②印刷物の提出に関すること。

(8) 検証業務

- ①講習会を受ける吹奏楽部員及び担当教員に対してアンケートを実施し、その結果の分析と効果検証を実施すること。
- ②質問内容等については、事前に本市担当者と協議すること。

(9) その他

- ①大阪市及び会場となる中学校との連絡調整に関すること。
- ②参加対象となる、中学校との連絡調整に関すること。
- ③大阪市立中学校文化連盟音楽部との連携に関すること。
- ④その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関すること。

7. 業務報告

業務完了時は、業務完了通知書とともに業務報告書（A4版）を1部提出すること。
※業務報告書は、実施日時・場所・参加者数・指導者・指導内容をはじめとした実施概要、収支計算書、当日配布資料、記録（写真）を含めて作成すること。

8. 再委託について

- (1) 業務委託契約書（経常型）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 講習会の企画や実施に関する経費など、本業務に関する一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (5) 受注者は、従業者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。
- (6) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。